

市民公益活動 支援補助金制度

市民公益活動支援補助金制度とは...？

市内における地域や社会の課題解決や新たな公共サービスの充実を図るための市民公益活動に補助金を交付することにより、市民公益活動の活性化や協働の促進を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする制度です。

補助金を活用した団体さんの声

河内長野フィルハーモニックさん

本市の音楽文化を向上させるために、市内で気軽に楽しめるオーケストラとして、ラブリーホール・小ホールにて無料のふれあいコンサートを開催しました。

当日は高齢者や子ども達の参加も多く、380名の観客でほぼ満員になりました。指揮者体験コーナーでは来場者が「カルメン前奏曲」を指揮する場面もあり、大いに盛り上がりました。今後も本市の音楽文化の輪を広げていけるよう活動していきたいと思っています。



NPO法人オルケスタさん

支援を必要とする子ども達について、言語・社会性を中心とした発達の流れと支援方法の例をまとめたハンドブックを作製しました。日々試行錯誤を重ねる先生方の、より良い支援を提供するためのヒントとなるよう、市内の幼稚園・保育園・認定こども園、小学校支援学級、障がい児通所支援事業所に配布しました。

その結果、先生方など各方面から好評をいただきました。現場での支援者支援の必要性・緊急性を改めて浮き彫りにすることができたように思います。



応募期間:令和6年1月15日(月)～3月1日(金)

令和6年度補助金交付のスケジュール

申請書の提出

提出期間：令和6年1月15日（月）～3月1日（金）
提出先：河内長野市 自治安全部 自治協働課（市役所7階）

4月上旬に書類審査の結果を通知します。

公開プレゼンテーション

日時：令和6年4月中旬～5月上旬
場所：市役所または市民交流センター（予定）

5月下旬に交付・不交付を決定します。

事業の実施

交付決定後～翌年（令和7年）3月31日
11月頃に中間報告をしていただく予定です。

実績報告

事業完了後、速やかに実績報告をしてください。

実績報告後、補助金額の確定通知をします。通知後、補助金の交付請求手続き（前払いを受けた団体は精算手続き）をしてください。

事業報告会

令和7年5月（予定）に、補助金の使途や補助金を使って実施された事業の効果を市民に知ってもらうために、公開の場で、事業報告をしていただきます。

キホンからわかる 市民公益活動のための

助成金申請・活用のコツセミナー

講師：NPO組織基盤強化コンサルタント office musubime 代表 河合 将生氏

助成金や補助金等の申請や活用方法について、申請書の書き方からプレゼンテーションのアピールポイントなどを学びます。また、河内長野市市民公益活動支援補助金の申請説明やこれまでの申請事例を紹介します。

日時：令和6年1月27日（土）13時00分～16時00分

場所：イズミヤゆいテラス 大多目的スペース 定員：50名（先着順）

申込み：令和6年1月9日（火）～ かわちながのボランティア・市民活動センターへ



かわちながのボランティア・市民活動センター

受付専用ダイヤル：090-1119-7424

（月～金、第1・3土曜 9:00～17:30 日、祝、年末年始を除く）

補助金制度の概要

応募できる団体

- ・代表者を含め5人以上の構成員がいる団体であること。
- ・組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体であること。
- ・事業計画、予算及び決算を示すことができる団体であること。
- ・行政機関が事務局となっていない団体であること。

補助の対象事業

河内長野市内における地域や社会の課題解決、新たな公共サービスの充実を図ることを目的とした市民公益活動が対象です。

補助対象となるための要件（すべてに該当すること）

- ・補助金の交付対象となる団体自らが行う事業
- ・主に河内長野市内で行う事業
- ・当該年度内に完了する事業（実施は交付決定後となります。）
- ・法令に適合する事業

補助対象とならない事業

- ・市が実施する他の制度による補助の対象となる事業
- ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助又は委託事業
- ・営利、政治、宗教的な活動を目的とした事業
- ・対象者の限られた事業や親睦活動など、公益性の低い事業

募集コース

応募は、1団体につき、いずれかのコースで、1事業に限ります。各コースとも、同一事業で3回まで応募できます。

募集コース	応募できる団体	補助金額
初動支援 コース	市民公益活動に取り組んで3年以内の 団体	補助対象経費の3/4以下 かつ上限10万円
自主事業支援 コース	市民公益活動に原則1年以上取り組ん でいる団体	補助対象経費の1/2以下 かつ上限30万円

補助の対象経費

補助対象となる事業に直接要する経費のうち、次の表に掲げるものとします。原則として、領収書にて確認できる経費が対象となります。

区分	内容	条件等
人件費	「臨時のアルバイト賃金」	・団体構成員への賃金は、対象外とします。
報償費	「講師等謝礼」 「調査及び研究に係る報償等」	・原則として、団体構成員への謝礼は、対象外とします。（ただし、弁護士、税理士、教授などの有資格者は対象となる場合があります。）
旅費	「交通費」 「通行料」 「宿泊費」等	・公共交通機関は、使用者、日付、行先、目的、交通手段を明確にしてください。
需用費	「文具など消耗品全般」 「図書」「写真現像焼付」 「コピー」「チラシ等印刷製本」 「医薬材料」等	・1万円以上の物品は、「備品」扱いとします。 ・材料費等の実費は、原則としてサービスの受益者から徴収するものとします。
役務費	「郵便料」「通信費」 「クリーニング代」 「保険料」「翻訳料」等	
委託料	「警備費」 「催し物等会場設営費」等	
使用料及び賃借料	「会場使用料」 「物品レンタル料」等	
原材料費	「材木」「土砂」等	
備品購入費	「機材等の購入費」	・性質又は形状が変わることなく、比較的長期間にわたって使用又は保存に耐える物で、1万円以上の物が「備品」です。 ・見積書、カタログ等を申込書に添付してください。
その他の経費	その他事業の特性から必要と認められる経費	

領収書の日付は、実施期間内（交付決定後～令和7年3月31日）のものが対象となります。実施期間外のものについては対象外となりますので、ご注意ください。

また、私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについても対象外となります。

補助対象とならない経費

区分	内容
管理費	・団体の事務所等を維持するための経費（事務所の家賃、光熱水費、修繕費等） ・団体を維持するための経費（会員への会報の送付料、電話代、団体の総会に係る経費、加入団体への年会費、負担金等）
飲食費	
需用費	参加賞、記念品など個人への支給に係る経費
予備費	具体的用途が決まっていない経費

応募方法

1 団体につき、1 事業の申請です。

提出書類（様式は市ホームページからダウンロードできます。）

- (1) 交付申込書（様式第 1 号）
- (2) 申込事業計画書（様式第 1 号別紙 1）
- (3) 申込事業収支予算書（様式第 1 号別紙 2）
- (4) 申込団体概要書（様式第 1 号別紙 3）
- (5) 代表者を含む 5 人以上の構成員名簿
- (6) 定款、規約、会則その他これらに類するもの
- (7) 団体の令和 5 年度予算書
- (8) 団体の令和 4 年度決算書
- (9) 申込団体の活動内容を説明する資料（会報、ニュースレターなど。作成している場合のみ。）

提出期間

令和 6 年 1 月 1 5 日（月）～ 3 月 1 日（金）

提出先

河内長野市 自治安全部 自治協働課（市役所 7 階）

（ご注意）

本補助事業のご案内は、令和 6 年度予算案の議決前であることから、正式な事業実施決定等は令和 6 年度予算案が議決された後となります。つきましては、議決内容によっては本補助事業の実施内容が変更される場合がありますので、ご了承ください。

審査

書類審査

事業、経費、団体が補助対象となる要件を満たしているか、書類に不備がないかを審査します。審査に通った団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席してください。

公開プレゼンテーションによる審査

1 団体につき、8 分程度の公開プレゼンテーションと 7 分程度の質疑応答があります。

開催日時

令和 6 年 4 月中旬～ 5 月上旬

開催場所

市役所または市民交流センター（予定）

開催日時及び場所の詳細は 2 月頃に決定します。

審査基準

次の審査基準に基づき、申込事業の選考と補助金交付額の査定を行います。

項目	審査のポイント	審査点数
公益性	事業の実施によって社会的な公益を高め、広く市民の共感が得られる事業であるか	15 点満点 (評価点数×3)
先駆性	これまで取り組まれていなかった課題や公共サービスへの取り組みであるか	15 点満点 (評価点数×3)
発展 普及性	事業の実施によって団体や事業の発展が図られたり、成果の広がりが期待されるか	10 点満点 (評価点数×2)
計画性	実行可能な方法、体制、スケジュールで、かつ、事業を実行するうえで妥当な予算内容で事業計画が立案されているか	5 点満点 (評価点数×1)
自立性	補助金だけに頼らず自己努力による資金確保に努めているか	5 点満点 (評価点数×1)
	満点	50 点

パワーポイント等の機材を使用する場合は、事前にご相談ください。

選考の手順

次の(1)～(6)の手順で審査を行います。

(1)申込事業を審査基準5項目ごとに、次の区分で審査します。

区分	評価点数
高く評価できる	5点
「高く評価できる」と「普通」の間の評価	4点
普通	3点
「普通」と「あまり評価できない」の間の評価	2点
あまり評価できない	1点

(2)「公益性」「先駆性」は評価点数を3倍、「発展普及性」は評価点数を2倍、「計画性」「自立性」は評価点数を1倍して審査点数を求めます。

(3)審査会の委員が申込団体の構成員になっている場合は、審査の公平性を期するため、その申込団体の審査から外れるものとします。

(4)審査会の各委員の審査点数の合計点が高い申込事業から推薦順位を決定します。

(5)審査会の各委員の審査点数の平均点が30点未満の申込事業は、推薦から除外するものとします。

(6)審査会の各委員の審査点数の平均点について、2つ以上の申込事業の平均点が高同点の場合において、更なる順位付けを行う必要があるときは、審査会の委員の多数決で決定します。

交付・不交付の決定

審査会の審査結果に基づいて、補助金の交付の可否と交付金額を決定し、申込団体に通知します。補助金の交付にあたり、市が条件をつける場合があります。

その他

情報の公開

申込事業と申込団体の概要、審査会からの評価の概要を、市ホームページ等で公開します。また、交付決定団体に関する書類の写しを、一般の人が閲覧できるようにします。これらは、河内長野市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意して行います。

閲覧場所	自治協働課
閲覧期間	補助金の交付決定があった日から同日の属する年度の翌々年度の末日（令和9年3月）まで
公開書類	交付申込書等、交付決定通知書、実績報告書等、確定通知書、交付請求書、その他市長が必要と認める書類

お問い合わせ先

河内長野市 自治安全部 自治協働課（河内長野市役所7階）

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111 ファックス 0721-53-2380

電子メール jichishinkou@city.kawachinagano.lg.jp

市ホームページ <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/>